

○平内町移住支援金交付要綱

(趣旨)

第1条 平内町は、あおもり創生総合戦略及び平内町まち・ひと・しごと創生総合戦略に基づき、平内町への移住・定住の促進及び中小企業等における人手不足の解消に資するため、青森県と共同して行うあおもり移住支援事業において、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）から平内町に移住した者が、移住支援金の支給要件を満たした場合に、予算の範囲内において移住支援金を交付することとする。

当該移住支援金の交付については、あおもり移住支援事業実施要領、法令等の定めるところによるほか、この要綱に定めるところによる。

(交付金額)

第2条 移住支援金の金額は、世帯の申請の場合にあつては100万円、単身の申請の場合にあつては60万円とする。また、18歳未満の世帯員を帯同して移住する場合は、18歳未満の者一人につき、令和4年4月1日以降に転入した場合は最大30万円、令和5年4月1日以降に転入した場合は最大100万円を加算する。

(対象者要件)

第3条 次の(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)又は(4)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあつては(5)の要件を満たす申請者を対象とする。

(1) 移住等に関する要件

次に掲げる(ア)、(イ)及び(ウ)に該当すること。

(ア) 移住元に関する要件

次に掲げる全てに該当すること。

- ① 住民票を移す直前の10年間のうち、通算5年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域（過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法（令和3年法律第19号）、山村振興法（昭和40年法律第64号）、離島振興法（昭和28年法律第72号）、半島振興法（昭和60年法律第63号）又は小笠原諸島振興開発特別措置法（昭和44年法律第79号）の指定区域を含む市町村（政令指定都市を除く。）及び平成22年国勢調査から令和2年国勢調査の人口減少が10%以上の市町村をいう。以下同じ。）以外の地域に在住し、東京23区内への通勤（雇用者としての通勤の場合にあつては、雇用保険の被保険者としての通勤に限る。以下同じ。）をしていたこと。
- ② 住民票を移す直前に、連続して1年以上、東京23区内に在住又は東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、東京23区内への通勤をしていたこと（ただし、東京23区内への通勤期間については、住民票を移す3か月前までを当該1年の起算点とすることができる。）。
- ③ ただし、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住しつつ、東京23区内の大学等へ通学し、東京23区内の企業等へ就職した者については、通学期間も本事業の移住元としての対象期間とすることができる。

(イ) 移住先に関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 平成31年4月1日以降に転入したこと。
- ② 移住支援金の申請時において、転入後1年以内であること。
- ③ 平内町に、移住支援金の申請日から5年以上、継続して居住する意思を有していること。

(ウ) その他の要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- ① 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。
- ② 日本人である、又は外国人であって、出入国管理及び難民認定法に定める永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者及び日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の出入国管理に関する特例法に定める特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。
- ③ 申請者は、過去10年以内に申請者を含む世帯員として移住支援金を受給していないこと。ただし、移住支援金を全額返還した場合や過去の申請時に18歳未満の世帯員だった者が、5年以上経過し、18歳以上となり、都道府県及び市町村が認める場合を除く。
- ④ その他青森県又は平内町が移住支援金の対象として不相当と認めた者でないこと。

(2) 就職に関する要件

1) 一般の場合

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が青森県内に所在すること。
- (イ) 就業先が、移住支援事業を実施する都道府県が移住支援金の対象としてマッチングサイトに掲載している求人であること。
- (ウ) 就業者にとって3親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務めている法人への就業でないこと。
- (エ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (オ) 上記求人への応募日が、マッチングサイトに上記(イ)の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- (カ) 当該法人に、移住支給金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (キ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

2) 専門人材の場合

プロフェッショナル人材事業又は先導的人材マッチング事業を利用して就業した者は、次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 勤務地が青森県内に所在すること。
- (イ) 週20時間以上の無期雇用契約に基づいて就業していること。
- (ウ) 当該就業先において、移住支援金の申請日から5年以上、継続して勤務する意思を有していること。
- (エ) 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。
- (オ) 目的達成後の解散を前提とした個別プロジェクトへの参加等、離職することが前提でないこと。

(3) テレワークに関する要件

次に掲げる事項の全てに該当すること。

- (ア) 所属先企業等からの命令ではなく、自己の意思により移住した場合であって、移住先を生活の本拠とし、移住元での業務を引き続き行うこと。

- (イ) 移住先でテレワークにより勤務する（原則、恒常的に通勤しない）こととし、かつ週20時間以上テレワークを実施すること。
 - (ウ) デジタル田園都市国家構想交付金（デジタル実装タイプ（地方創生テレワーク型））又はその前歴事業を活用した取組の中で、所属先企業等から当該移住者に資金提供されていないこと。
- (4) 本事業における関係人口に関する要件
- 次の（ア）に該当し、かつ（イ）のいずれかに該当すること。
- (ア) 支給対象者の要件
- ① 東青地域移住定住サポート協議会（青森市、外ヶ浜町、今別町、平内町、蓬田村）が行う移住体験事業又は、ワーケーション事業に参加し、平内町に複数回にわたって移住相談を行っていること。
- (イ) 地域の担い手確保の要件
- ① 農林水産業に就業する者。
 - ② 自治体に関わる地域づくり活動、地域課題の解決に向けた取組に恒常的に参加し、継続する意向がある者。
- (5) 起業に関する要件
- 1年以内に、青森県起業支援事業に係る起業支援金の交付決定を受けていること。
- (6) 世帯に関する要件（世帯向けの金額を申請する場合のみ）
- 次に掲げる事項の全てに該当すること。
- (ア) 申請者を含む2人以上の世帯員が移住元において、同一世帯に属していたこと。
 - (イ) 申請者を含む2人以上の世帯員が申請時において、同一世帯に属していること。
 - (ウ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、平成31年4月1日以降に転入したこと。
 - (エ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、申請時において転入後1年以内であること。
 - (オ) 申請者を含む2人以上の世帯員がいずれも、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(交付の申請)

第4条 移住支援金の申請者は、移住支援金交付申請書（様式1）、移住先の就業先（テレワークの場合は所属先等）の就業証明書（様式2-1、様式2-2又は様式2-3）及び本人確認書類に加え、第3条(1)の要件を満たし、かつ(2)、(3)、(4)又は(5)の要件に該当し、世帯の申請をする場合にあっては(6)の要件を満たすことを証する次に掲げる書類を町長に提出しなければならない。

- (1) 移住に関する書類
 - (ア) 移住前の在住期間及び在住地がわかる住民票等
 - (イ) 退職した企業での就業証明書、退職証明書、離職票等、移住元での在勤地・就業期間を確認できる書類
- (2) 起業に関する書類
 - (ア) 起業支援金交付決定通知の写し
- (3) 世帯に関する書類
 - (ア) 移住元及び申請時において同一世帯であることがわかる住民票
- (4) その他町長が必要とする書類

2 前項の申請書の提出期限は、申請日が属する年度の12月28日とする。

(交付決定の通知)

第5条 町長は、前条の申請があったときは、その内容を審査し、移住支援金を交付することが適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書（様式3）により、当該申請者に通知する。

審査の結果支援金の交付を不適当と認める場合又は予算上の理由等により当該年度における支援金の交付が不可である場合も、その旨同様に申請者に通知する。

(支援金の交付)

第6条 前条の規定による交付決定を受けた者は、移住支援金交付請求書（様式4）により移住支援金の交付を請求するものとし、町長は当該請求に基づき移住支援金を交付するものとする。

(交付決定通知書の再交付)

第7条 申請者が補助金の交付決定を受けた後、紛失等の理由により交付決定通知書の再交付を必要とするときは、移住支援金交付決定通知書再交付願（様式5。以下「再交付願」という。）を町長に提出しなければならない。

(再交付決定及び通知)

第8条 町長は前条に規定する再交付願を受理したときは、その内容を審査し、適当と認めるときは、速やかに移住支援金交付決定通知書〔再交付〕（様式6）により、申請者に交付する。

(報告及び立入調査)

第9条 青森県及び平内町は、あおり移住支援事業が適切に実施されたかどうか等を確認するため、必要があると認めるときは、あおり移住支援事業に関する報告及び立入調査を求めることができる。

2 移住支援金の交付を受けた者は、前項の規定により報告を求められたときは、就業・居住状況報告書（様式7）を町長に提出しなければならない。

(返還請求)

第10条 町長は、移住支援金の交付を受けた者（以下、「受給者」という。）が次の区分に掲げる要件に該当する場合、移住支援金の全額又は半額の返還を請求する。

また、青森県内の他市町村へ転居し、その後他の都道府県に転出した場合は、返還請求を行うものとする。

(1) 全額の返還

(ア) 虚偽の申請等をした場合

(イ) 移住支援金の申請日から3年未満に平内町から県外に転出した場合

(ウ) (就業の場合のみ該当) 移住支援金の申請日から1年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞した場合

(エ) 起業支援事業に係る交付決定を取り消された場合

(2) 半額の返還

移住支援金の申請日から3年以上5年以内に平内町から県外に転出した場合

(返還免除申請)

第11条 受給者は、前条に規定する返還要件に該当するに至った原因が、雇用企業の倒産、災害、病気等のやむを得ない事情によるものであるときは、移住支援金返還免除申請書（様式8）に返還免除理由を証する書類を添えて町長に提出することにより移住支援金の返還の免

除を申請することができる。

(返還免除決定等の通知)

第12条 前条の申請があったときは、その内容を審査し、返還免除の可否について青森県と協議のうえ、移住支援金返還免除承認通知書(様式9)又は移住支援金返還免除不承認通知書(様式10)により、当該申請者に通知する。

(返還請求に係る情報共有)

第13条 平内町は、受給者が県内の他市町村へ転出する場合は、その転出先の市町村に対し、住民票の備考欄に受給者である旨を記載する等の方法により通知する。

受給者が県内の市町村から平内町に転入し、その後県外に転出した場合は、移住支援金を支給した市町村に対してその旨通知する。

また、返還請求を行う事案が生じた場合は、速やかに青森県と情報共有する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、移住支援金の交付に必要な事項は、青森県と平内町が協議して定める。

附 則

この要綱は、令和元年7月1日から施行する。

附 則 (令和2年告示第42号)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和2年3月25日から適用する。

2 平成31年4月1日から令和元年12月24日までに転入した者の移住元の要件については以下のとおりとする。

次に掲げる事項のいずれかに該当すること。

(1) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京23区に在住していたこと。

(2) 住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏のうちの条件不利地域以外の地域に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上、雇用保険の被保険者又は個人事業主として東京23区に通勤していたこと(連続して5年以上通勤していた東京23区の企業等を辞めてから、住民票を移すまでの間に、東京23区外であって移住先とは異なる都道府県に雇用保険の被保険者として雇用されていた場合は、原則として除く。)

附 則 (令和3年告示第19号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和4年告示第28号)

この告示は、令和4年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年告示第52号)

1 この告示は、公布の日から施行し、令和4年4月6日から適用する。

2 令和4年4月1日から令和4年4月5日に転入した者についても適用する。

附 則 (令和5年告示第53号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和5年告示第61号)

この告示は、公布の日から施行する。

附 則 (令和8年告示第12号)

この告示は、公布の日から施行する。